



島根県報

平成21年11月4日（水）

第2,134号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

廃川敷地等の発生

（河 川 課） 2

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施

（河 川 課） 2

【病院局規程】

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

3

告 示**島根県告示第757号**

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系新内藤川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年11月4日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 出雲市矢野町299番地先
 - (2) 出雲市矢野町208番地先
 - (3) 出雲市矢野町207番地先
 - (4) 出雲市矢野町206番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 58.22平方メートル
 - (2) 土地 14.00平方メートル
 - (3) 土地 27.74平方メートル
 - (4) 土地 33.35平方メートル

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成21年12月1日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川名
一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市西川津町及び西尾町地内）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 楽山橋から百足橋までの右岸に係留されている船舶 1隻
係留施設一式及びその他附属物一式
 - (2) 百足橋から手貝水門までの左岸に係留又は放置されている船舶 12隻
係留施設一式及びその他附属物一式
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため。

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第12号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月4日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中「心理判定員」を「心理判定員
臨床心理士」に改める。

附 則

この規程は、平成21年11月4日から施行する。